

令和7年度グリーン購入実施計画

1 趣旨

この実施計画は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき具体的に取り組む目標や品目などを定めたものです。各所属は、この計画に基づき、グリーン購入に積極的に取り組んでください。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

3 重点調達品目及び適合環境物品等調達目標

別紙のとおりです。

4 適合環境物品等の判断基準及び配慮事項

判断基準及び配慮事項（判断基準に加えて配慮することが望ましい事項）は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日変更閣議決定）及び「令和7年度高知県独自の重点調達品目及び判断基準」のとおりです。

ただし、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準において2段階の判断の基準が設定されている品目については、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値1」により調達するものとします。

5 調達の方法

（1）本庁

ア 「高知県用品等調達特別会計」において取り扱う物品の調達については、次のとおりです。

（ア）単価契約物品（総務事務センターで単価契約するもの）及び高知県用品等調達特別会計で購入する自動車

総務事務センターが基本方針及び実施計画に基づいて調達します。

（イ）単価契約物品以外

課室が次の共通事項により物品等を選定し、総務事務センターへ用品請求してください。

イ ア以外で各課室が調達する物品については、次の共通事項により調達してください。

（2）本庁・出先・指定管理施設等の共通事項

ア 重点調達品目に該当する物品

原則として、判断基準に該当する物品（適合環境物品等）を調達してください。

また、入札で調達する場合には、仕様書に「令和7年度グリーン購入実施計画に定める判断基準に適合するもの」といったように記載するなど、配慮してください。

なお、環境物品等への需要の転換を促進するというグリーン購入の趣旨から、価格の上限については特に設定しません。予算の範囲内で、より環境への負荷の少ない環境物品等の調達に努めてください。

イ 重点調達品目以外の物品

可能な限り環境物品等を調達してください。第三者機関の認定する環境ラベル製品がある場合は、それらの製品を優先して調達してください。

なお、環境物品等が20パーセント以上割高となる場合は、環境物品等でないものを調達しても差し支えありません。

6 調達に当たっての留意事項

(1) グリーン購入に当たっては、グリーン購入に関する各種手引き等を参考にしてください。

・ 環境省ホームページ : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

(2) 調達に当たっては、環境計画推進課ホームページやグリーン購入ネットワークの情報、エコマーク等を参考にしてください。

・ 環境計画推進課ホームページ :

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/greenkonyu.html>

・ エコ商品ねっと（グリーン購入ネットワークが運用する情報提供システム） :

<https://www.gpn.jp/econet/>

・ エコマーク認定商品検索ページ : <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

(3) カーボン・オフセット認証ラベル及びカーボンフットプリントマークの情報は、次のページを参考にしてください。

・ カーボン・オフセット認証ラベル :

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/a05_01.html

（環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」）

・ カーボンフットプリントマーク : <https://www.cfp-japan.jp/>

（カーボンフットプリントプログラムホームページ）

(4) 上記に記載のないものなどは、カタログや製造業者のホームページ等を参考にしてください。

(5) 補助事業・委託事業においても、交付要綱や委託契約書にグリーン購入の条項を加えるなどにより、環境物品等の調達の促進に努めてください。

7 改正省エネ法の判断基準の改正への対応方法

この計画期間中に、改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（令和四年法律第四十六号による改正））第百四十九条「エネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項」が改正される場合があります。新しい判断基準を満たす品目が普及した場合は、この計画で定めた判断基準にかかわらず、新たな判断基準を用いてグリーン購入の対象品目とできることとします。

(参考)

1 交付要綱に加える条項の参考例

(グリーン購入)

第〇条 市町村等は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日作成)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

2 委託契約に加える条項の参考例

(グリーン購入)

第〇条 乙は、業務の実施において物品等を調達する場合は、甲の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日作成)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。